

1 条例改正の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が改正されました。そこで、引用する法令条文の整備を行うほか、併せて本市の個人情報の収集、目的外利用、外部提供、電子計算機の結合及び個人情報の開示請求に係る判断基準に関し、市民の個人情報の取扱いについて必要な事項を追加するため、恵那市個人情報保護条例の一部改正を行うものです。

2 条例改正の内容

（1） 個人情報の直接収集の際の例外の追加

- ・概要 個人情報の直接収集について例外として適用する根拠を追加する。
- ・内容 アンケートの対象者の把握等の個人情報を本人から収集したのでは、円滑に事務を行うに当たり支障が生ずると認められる場合等を例外として追加

（2） 個人情報の目的外利用及び外部提供の際の例外の追加

- ・概要 個人情報の目的外利用及び外部提供を特定の場合に可能とする例外規定について、個人情報の利用及び提供を可能とする根拠を追加する。
- ・内容 実施機関が保有個人情報についての目的外利用又は外部提供をする際の例外となる理由として以下の項目を追加する。
 - ア 統計調査、学術研究等の場合
 - イ 実施機関内部で利用するに当たり相当の理由がある場合
 - ウ 国等其他の実施機関に提供する場合で相当の理由がある場合

（3） 電子計算機の結合制限の定義の明確化

- ・概要 近年の電子計算機の利用に伴うオンライン化事務による審査会への諮問の増加に伴い、現行の条例の定義を見直すことにより、デジタル手続での利用を見据え、周辺市と同水準の運用が可能となるよう、より具体的に定義を行い、併せて例外となる規定を追加するもの。
- ・内容 定義の見直し及び例外として法令等による定めの場合の規定を追加

（4） 個人情報の開示請求時の非開示の判断基準の追加

- ・概要 近年の情報公開請求及び個人情報開示請求の増加に伴い、開示に当たって本市の個人情報の開示請求の判断基準について、より多様な開示請求に対応するため、本市の情報公開請求の判断基準に準じた内容とする改正を行うもの。

- ・内容 ア 開示請求時の第三者の権利利益を保護するべく具体的に非開示とする内容を規定
- イ 人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示として規定
- ウ 市の機関内部又は国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、不当に市民に混乱を生じさせるおそれのある情報等を非開示として規定
- エ 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示として規定

(5) 番号法の改正による特定個人情報を訂正した際の通知先の規定の改正

- ・概要 デジタル整備法による番号法の改正により、実施機関が特定個人情報の訂正請求による決定をした場合の訂正した後の関係者への通知に関して、情報提供等記録の提供先を法令に則り、内閣総理大臣及び番号法の規定による者となるよう改正するもの。
- ・内容 該当する条文の表記を修正する。

3 募集期間 令和3年6月21日（月曜日）から令和3年7月20日（火曜日）まで

4 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市個人情報保護条例の一部改正」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 総務課（本庁舎3階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）総務課
- ・ファクス 0573-25-6150
- ・電子メール soumu@city.ena.lg.jp